

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 28 日

公益社団法人全国保育サービス協会 御中

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業の取扱いについて

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業が行われること等を踏まえ、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常分及び多胎児分）に係る割引券の使用に関する事業主等の申込手続き等について、下記のとおり取扱うことといたしました。

については、内容について御了知の上、適切な周知をお願いいたします。

記

1 割引券の使用に関する事業主等の申込手続きについて

割引券の使用を希望する事業主等は、毎年4月1日から翌年2月20日までに実施団体に申込みを行うこととしているが、令和元年度においては、当該申込期間を延長し、令和2年3月25日（水）まで申込みを可能とすること。

2 割引券の発行に関する手続きについて

実施団体は、承認事業主から割引券の発行申込みがあったときは、手数料の振込みを確認した上で割引券を発行することとしているところであり、承認事業主の当該手数料の振込期限は毎年度2月末日としているが、令和元年度においては、当該振込期限を延長し、手数料の振込期限を令和2年3月31日（火）とすること。

3 本日以降に発行する令和元年度分の割引券の有効期間について

本日以降に発行する令和元年度分の割引券の有効期間は、令和2年2月29日（土）以降に事業主等からの申込みが行われた場合であっても、令和2年2月28日（金）から同年3月31日（火）までとすること。

4 割引券交付前の取扱いについて

当面の間、割引券の交付前に、割引券を使用せずにベビーシッターサービスを利用した場合においても、割引券の交付後、別添割引券交付前の手続きにより割引額の返還を受けることができることとする。

なお、令和2年3月までは令和元年度に発行された割引券を使用し、令和2年4月からは令和2年度に発行された割引券を使用しなければならないため、割引券の混同がないよう、使用者に対して注意喚起を行うこと。

5 割引券の返却に関する手続きについて

承認事業主は、発行した年度中に使用されなかった割引券については、実施団体に返却することが可能であり、当該返却の手続は翌年度4月15日までに実施団体に対して行うこととしているが、令和元年度中に使用されなかった割引券の返却手続については、当該期限を延長し、令和2年5月15日（金）までに行うこととする。

以上

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部

児童手当管理室財政第2係

03-5253-2111 (内線38488、38487)

令和元年度、令和2年度ベビーシッター派遣事業 概略図 【令和2年2月28日～当面の間(割引券交付前)の取扱い】

